

児童・生徒のための制度

就学援助費の申請について



経済的な理由で就学困難と認められる、町立小・中学校に通う児童・生徒の保護者(生活保護受給者に準ずる程度の人)に、学用品費や学校給食費などの一部を年度ごとに援助しています。

※生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、相談が必要です。

新入学児童・生徒学用品費を前倒して支給します

令和7年度に、小・中学校に入学する児童・生徒がいる保護者に対し、新入学児童・生徒学用品費を入学前の3月に前倒して支給します。

▼申請方法

援助を希望する場合は、入学通知書に同封されている申請書に必要事項を記入し、押印の上、提出してください。

▼**申込期限** 1月31日(金)

在校児童・生徒の就学援助費の申請

令和7年度の援助を希望する

保護者は、**新規・継続を問わず申請が必要です。**

▼申請方法

申請書に必要事項を記入し、押印の上、提出してください。

申請書は各校または学校教育室窓口で受け取るか、教育委員会ホームページからダウンロードしてください。

※**提出する申請書は1枚です。**

児童・生徒が2人以上のご家庭も、全員連名で申請できます。

▼**申請期限** 2月28日(金)

共通事項

▼**提出先** 学校教育室または児童・生徒が在籍する小・中学校

▼**相談・問い合わせ先**

教育委員会事務局 学校教育室
☎26・2286(直通)

明治小学校 ☎54・2105

駒寄小学校 ☎54・2300

吉岡中学校 ☎54・3213

ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもへの大学などや模擬試験の受験料を補助します

県では、進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭などの子どもに対して、大学などの受験料および模擬試験料の補助を行います。

▶対象

- 次の全てに該当する人で、県内町村に住んでいる人
- 児童扶養手当受給世帯相当、または低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)の人
- 令和6年度において、高校3年生または中学3年生を養育している人

▶対象経費

補助の対象となる経費は、令和6年度に支払った以下の費用です。

- ①大学、短期大学、専修学校(専門課程)および、高等専門学校(4年時)などを受験する際に支払う受験費(1人当たり上限額 53,000円)
- ②進学に向けて受験する模擬試験費用(高校3年生は1人当たり上限額 8,000円、中学3年生は1人当たり上限額 6,000円)

▶申請方法

- 申請方法や申請窓口、必要書類は県ホームページに掲載します。
 - 申請にあたっては、受験料などの支払いを証明できる書類(*)が必要となります。なくさないよう大切に保管してください。
- ※受験校名、模擬試験名、受験料の額、受験者名(または支払者)、および領収の旨が明記されているもの



◀群馬県ホームページ

問い合わせ先

群馬県生活こども部
こども・子育て支援課 子育て支援係
☎027-226-2622

申請は1月9日(木)～31日(金)に

介護慰労金

身体上または精神上の障害のため、日常生活に著しく支障のある在宅の高齢者を介護する人に、申請により介護慰労金を支給しています。

- ▼対象 令和7年1月1日を基準日として、1年以上継続して町内に住所を有し、かつ次の全てに該当する高齢者を介護している人に支給します。ただし、2人以上で介護している場合は、主として介護する人が対象です。
- ①町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
- ②基準日以前1年間継続して要介護1～5の認定を受けていること
- ③基準日以前1年間において、短期入所などの利用日数および医療機関などへの入院日数の合計が100日以内であること
- ④基準日以前1年間において一度も介護保険施設などへ入所

していないこと

- ▼申請に必要なもの
- 申請書(介護高齢室窓口で受け取ってください。)
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し
- ▼申請期間 1月9日(木)～31日(金)
- ▼提出・問い合わせ先 健康福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)



町LINE公式アカウントを登録しましょう!

町に関するさまざまな情報を広くお伝えします。ぜひ「友だち登録」してご活用ください。

友だち追加方法

二次元バーコードを読み取るか、LINEのホーム画面から「吉岡町」と入力して検索してください。

@yoshioka_town



▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

介護認定訪問調査を行うお仕事です

介護認定調査員の募集

▼資格要件

介護支援専門員、保健師、正看護師または准看護師などで、かつ普通運転免許証がありパソコンへの文字入力可能な人
※認定調査の経験がある人を優先的に雇用します。

▼主な勤務内容

自宅、病院または施設などを訪問し、介護認定訪問調査を行いその記録をする。

▼勤務時間

平日午前8時30分～午後5時15分の間で認定調査があるとき、月50時間程度

▼雇用予定時期

令和7年4月

▼賃金

資格によって異なります。

▼必要な書類

●会計年度任用職員候補者登録申請書

●資格免許証と運転免許証(原本を確認後、コピーし返却)

※会計年度任用職員候補者登録

申請書(町指定様式)は、介護高齢室窓口にて受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。書類を提出後、後日面接を実施します。

▼提出期限

2月28日(金)

▼提出・問い合わせ先

健康福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)



届け出を忘れずに

国民健康保険(国保)の加入・離脱

国保の加入・離脱には、異動があった日から14日以内に届け出が必要で、マイナンバーカードと保険証を紐付けていても届け出は必要ですので、ご注意ください。加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、納める必要

のない国保税が課税され続け、しまう場合があります。忘れずに届け出をしてください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)



▲国保離脱の手続きはスマホなどからも届け出できます



健康の保持・増進のため

人間ドック補助金(令和6年度分)

人間ドックを受診する人へ、申請により補助金を交付いたします。

▼申請方法

ドック受診後、次のものを保険室に持参してください。

□人間ドック健診料の領収書

□健診結果(一式)

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼受診期間

令和6年4月1日

～令和7年3月31日

▼申請期限

令和7年3月31日

※令和7年3月中に受診予定の人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果は令和7年4月30日までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)



届け出に必要なもの

□マイナンバーが分かるもの □本人確認書類(運転免許証など)

※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

届け出が必要なとき		上記の他に届け出に必要なもの
加入	他の市区町村から転入してきた/子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成された(在留期間が3カ月を超えるなど)	特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
離脱	他の市区町村に転出する/死亡した	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれか
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれかと、加入した職場の「資格情報のお知らせ」※(認定日が記入されたもの)または「資格確認書」
	生活保護を受けるようになった	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれかと、保護開始決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などを変更した	「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれか
	修学のため他の市区町村に転出し、町の資格情報のお知らせなどが必要	「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれか、在学証明書または学生証の写し

※「資格情報のお知らせ」の代わりに、マイナポータルの資格情報(来庁の場合は画面を提示、電子申請(離脱のみ)の場合はダウンロードファイルを添付)でも可

▼対象

国民健康保険(国保)加入者

受診日現在1年以上国保に加入している30歳以上の人で、国保税を完納している人

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所があり、後期高齢者医療保険料を完納している人

▼医療機関

ご自身で選定してください。

▼補助金額

2万円

※健診料が2万円以下の場合、支払った金額まで